

平成21年度 第1回芦屋市国際交流推進懇話会（要旨）

日 時	平成21年7月6日（月）13：30～15：30
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室E
出席者	出席 座長 楠本利夫，座長代理 焦従勉 委員 阿部明，今村千顯，小柴明子，谷村洋人，寅巴里ハッサン 欠席 委員 大江紀子，金山千広，平沢安政 事務局 市民生活部 竹内部長， 市民参画課 岡田国際交流担当課長，中畠主査，担当篠永
会議の公開	公開 非公開 部分公開
傍聴者数	なし

1 議 事

「芦屋市在住外国人意識調査」について  
「(仮称)国際交流センター」について

2 内 容

= 開 会 =

**事務局/岡田：**ただ今から第1回芦屋市国際交流推進懇話会を開催させていただきます。

はじめに、この懇話会ですが、「国際文化住宅都市」としての本市の国際交流のあり方について、広く意見を求めるために設置されました。今年度新たに設置された会議で、委員の任期は1年、皆さまの任期は今年度末までです。本日は、第1回目の懇話会となりますので、ただ今から委嘱状を交付させていただきます。なお、本日大江委員，金山委員，平沢委員の3名の委員より欠席のご連絡をいただいております。

= 委嘱状交付 =

= 市長あいさつ =

= 委員自己紹介 =

= 事務局紹介 =

**事務局/岡田：**座長の選出に先立ち、この懇話会についてご説明申し上げます。芦屋市国際交流推進懇話会設置要綱をご覧ください。第1条及び第2条に、設置目的と所掌事務が定められておりますが、本市の国際交流のあり方についてご意見をまとめていただき、市に提言いただくということです。

次に、第3条，第4条は懇話会の組織と任期です。委員は、この組織区分により関係団体からご推薦をいただき、あるいは市民公募委員としてこの懇話会にお入りいただいております。

第5条は座長及び座長代理，第6条は会議の招集，第7条は専門部会等について定め

られております。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第19条の規定により原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合のみ、非公開についてお諮りさせていただきます。本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。なお、会議録の作成のため録音をさせていただきますのでご了解ください。また、会議録の公表については、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしく申し上げます。

## **= 議 事 =**

### **(1) 設置要綱第5条第2項の規定に基づき、座長の選出・座長代理の指名 座長に楠本委員を選出、座長代理に焦委員を指名**

#### **< 楠本座長挨拶 >**

- ・ 在住外国人は、地域住民であり、まちの個性と魅力をつくりだすパートナーと位置付けることができる。
- ・ 芦屋発世界行き（市民力の活用）  
グローバル化の進展で、ひと、もの、かね、情報が自由に地球上を駆けめぐっている。地球上の他の地域でおきていることは私たちの地域社会と決して無関係なことではない。世界の中で芦屋はどうあるべきかを考えていきたい。市民力を活用したい。

#### **< 事務局より資料の確認 >**

芦屋市在住外国人意識調査報告書

芦屋市の国際交流のあり方について（平成5年）

当日配付資料

- ・ レジユメと名簿、懇話会設置要綱・情報公開条例等
- ・ 文化交流施設概要等資料、広報あしや6月1日号

### **(2) 在住外国人意識調査について**

**楠本座長：**それではまず「在住外国人意識調査」について事務局より説明願います。

**事務局／中嶋：**芦屋市在住外国人意識調査報告書について概要説明

**楠本座長：**ご意見、ご質問はありますか。

**寅巴里委員：**今回の調査も興味深いですが、逆に外国人に対する日本人の意識調査は行ったことがありますか。芦屋市在住の外国人に対して、日本人・芦屋の一般のかたがどんな意識を持っておられるのか興味があります。

**事務局／岡田：**興味深い視点だとは思いますが、外国人に対する意識という点では、一般的には好意的な人が多いが、中には排他的な人もいるといった意識のばらつきは当然でてくると思われます。むしろその意識を、どのように共生の意識にしていくかが重要な点かと思えます。また、アンケート調査は時間も費用もかかりますので、今のところそういった調査の予定はありません。

**阿部委員：**今回の調査はとてもしっかりした調査でとてもすばらしいと思います。時系列でこれからも実施してほしいと思います。「自由意見」にありましたが、次回の調査時は回答言語を事前に往復はがきで確認するなど無駄を省くよう工夫をしたらよいと思いま

す。

在住外国人人口に比べ回答者が3割に満たないですね。(調査時点での外国人登録者が1,796人で回収数が423件のため)もう少し増やせないものではないでしょうか。それから、記述回答におもしろいものがあるので回答方法を選択式ではなく記述式にしたら外国人のかたがたの現状をもっと捉えられるのではないかと思います。費用と効果を考えていただければと思います。

**事務局/岡田:**時系列での調査というお話がありましたが、今回は平成4年の調査実施で、かなり間があいてしまっています。一定期間での、時系列での(定期的な)調査をすることは重要と考えています。もちろん費用対効果を考慮すべきで、どのくらい定期的な調査をするかですが。

**楠本座長:**ちなみに今回の調査は、予算ベースで結構ですが、どの程度かかったのですか。

**事務局/岡田:**調査・報告書作成費用、郵送費、調査分析費等で200万程度です。

**谷村委員:**グラフ中の「n=数字」とは何ですか。

**事務局/岡田:**有効回答数です。

**焦委員:**平成4年と19年を比べると中国と中南米国籍の人の増加が多いが原因はわかりますか。全国の在住外国人の推移と比べると芦屋市は傾向が異なります。全国だと中国の増加傾向が高いです。芦屋市では中国の人も増加しているが(外国人登録としては)韓国・朝鮮人のほうが多いようです。

**事務局/岡田:**韓国・朝鮮の方が多いのは戦前からの歴史的経過によるものかと思いますが、現在も登録人口は多い状況です。中国と中南米の方の増加は一つには労働目的で来日された方の増加によるものかと思われます。中国国籍の方はもともと住んでいる、いわゆる2世3世の方々と新しく来られた方が混在しているものと思います。

**焦委員:**回答者の職場の調査はしていますか。

**事務局/中嶋:**通勤場所について、芦屋市とか神戸市など、は質問事項にあります。

**焦委員:**勤め先がわかるともっと特徴的なものがわかると思ったものです。

**楠本座長:**外国人の構成は平成19年に劇的に変わりました。それまではトップは韓国・朝鮮の人だったのが中国の人が28.2%で初めてトップになり、韓国朝鮮人が2位、ブラジルの人が3位になりました。1985年にはブラジルの方は全国でわずか1,955人だったが現在は32万人で、登録外国人の14.7%を占めています。中国の人は同様に5万人から61万人に激増しています。韓国・朝鮮の人は1980年には登録外国人の85%を占めていたのが現在は27%となりました。

中国人の増加は留学ビザが影響しています。中曽根内閣の留学生10万人計画、福田内閣の30万人計画が実施されることになりました。中国の人は今後もっと増えるでしょう。90年の改正入管法施行の結果、工場などでの仕事を求めて来日する日系ブラジル人が増えています。群馬県の大泉町では人口の16%を外国人が占めています。最近是不況で増加は頭打ちになっています。

芦屋の人口のうち外国人は何%ですか。

**事務局/岡田:**約1.9%弱位でしょうか。

**楠本座長:**全国平均は1.74%(平成20年末)ですからそれより高いですね。ところで、芦屋市の外国人で特徴的なことはありますか。

**事務局/岡田:**特別永住者を除けば、平成2年以前は欧米系の方の割合が多かったように

思います。近年は中南米や東南アジアの方が増加し、国籍も多様化してきたといえるようです。隣に大きな国際都市、神戸市があることも影響しているのではないかと考えます。神戸に近い都市部であるとともに住宅都市であるという特徴を兼ね備えていると思います。

**寅巴里委員：**芦屋のほうが神戸よりも国際文化住宅都市であるべきと考えます。外国人が芦屋に住むことを日本人がどう思っているのか、ということに興味があります。ここにいらっしゃる方は国際交流に興味のある人たちだが、一般市民の外国人に対しての考え方を知りたい。外国人を歓迎したい考えの方もいれば、外国人に出て行って欲しいと言う考えもあると思いますが、このように考える一般市民に対してもっと国際交流活動を通じて考え方を变えたいと思っています。

**事務局/岡田：**市民の中には色々な考えを持った人たちがおられます。中には、排他的な考えの人が全くいないとは言えないですが、現状はそれとして、これからの国際交流として、あるいは共生社会の視点からどうあるべきか、そしてそれを実現するためにどうするのかをこの懇話会でご意見をいただければと思っています。

**楠本座長：**寅巴里委員の視点は大事だと思います。方向付けをする上で事実として把握することは大切です。もちろん予算の問題はありますが、匿名にすると本音を書いてくれます。市民啓発の上でも大事だと思います。

**寅巴里委員：**子どものときから国際化しているんな人と会えて楽しいという教育が大事だと思います。人間は皆同じです。私は外国人と日本人という分類もどうかと疑問に思っています。人間対人間のつながりで考える必要があります。芦屋市にそういうあるべき姿になってほしいと願います。それが国際文化住宅都市の役割だと思います。

**阿部委員：**時系列で把握する数字も大事だが、少数意見を拾い上げることを試みるのもよいのではないのでしょうか。そういう点で記述式がよいと思います。匿名でも良いから、いろんな声を出してもらって、その声を拾っていくという、努力はあっても良いかと思っています。

**楠本座長：**アンケートの作り方にもよりますね。

**阿部委員：**今回の調査はこれですばらしいが、それとは別に記述式がいいと思います。

**楠本座長：**寅巴里委員の「人間対人間」という考え方はいいと思います。人はみな同じと考えられる人が国際交流を出来る人です。人間はみな同じで、たった0.01%だけ違いがあり、それが文化の違いだという考えがあります。そのわずかな違いでいさかいが起こってしまいます。国際交流の効果は三つあります。人生を豊かにする 人間をたくましくする 世界平和に貢献する。国際交流の経験のない人には、人間はみな同じという感覚、国際交流の楽しさを体験してもらうことがよいと思います。

**小柴委員：**私は前回調査時の最終答申を作成したメンバーでしたが、当時の芦屋は、ヨーロッパと北米のかたが多くて、生活にも困っていないし、文化レベルも高いという結果でした。その当時に平成20年にこのような結果になるとは思いませんでした。そのとき平沢先生もメンバーでニューカマー・オールドカマーに分類されてニューカマーについて非常に気にかけていらっしゃいました。中南米の方は短期滞在かもしれないが、私はむしろ増加していくのではないかと考えています。経済的に帰国することができないのです。浜風小学校の中南米の児童のうち8人が母語もあやふやの状態日本語指導しても、とても困難だということです。倫理観など人間形成の元になる母語が育っていないので学校教育が難しいようです。先日浜風小学校に神戸大学の方が母語の育っていない子ども達のために調査に来られました。母語すらできない子に何か対応できないでし

ようか。中国人の子のほうはまだしっかり中国語を学んでいるようです。「国際交流」で何か改善策をたてることができるのではないのでしょうか。現在もボランティアで日本語教室を行っています。母語が出来ないのでは困ります。何ができるのでしょうか。行政としてできるのか、できないのか。でも、外国人の子どもたちは学校に行く義務がないと聞いています。

**事務局/岡田：**子どもたちはどこに居ようと教育を受ける権利があります。ただ、外国籍の人についていえば学校教育法に基づく就学義務はありません。ただ行政としては教育を受ける権利をもつ子どもたちがいるのだから、就学を希望すれば当然受け入れる。また、できるだけ体制を整えたいとは思っています。行政内部でも、昨年7月に外国人関係課調整会議をたちあげ、生活上の様々な課題があると認識しています。結論がすぐに出るわけではありませんが定期的に課題を共有していきます。

**楠本座長：**先ほどなぜ中国の子は(母語教育が)できて中南米の子はそれができないといわれましたが、それはなぜでしょうかと思われるか。

**小柴委員：**中南米の人は深夜も仕事をしている人が多いようです。子どもたちは親と話せないのです。両親も疲れ果てています。

**焦委員：**私は中国の子でも同様の悩みを聞いています。子どもが日本語で授業を受けてわからないところを質問しても親は日本語が出来ないのでわかりません。

**小柴委員：**日本語を教わってもとくに抽象概念がわからないようです。

**焦委員：**抽象概念がわからないから小・中学校で勉強についていけないようです。

**寅巴里委員：**私は高校卒業するまで日本語が出来ませんでした。学校はアメリカンスクールでしたので英語、家ではウルドゥー語でした。それぞれ会話はできますがどれも完璧ではありません。読み書きはできませんが会話は各国語不自由しません。

**楠本座長：**ビザが大きく影響していると思います。先ほども申しましたが、90年の改正入管法施行で、南米系の日系二世、三世に「単純労働」が可能な「定住者ビザ」が発行されることとなり、日本で就労する人たちが増えました。

**小柴委員：**以前はなかなか就労ビザが下りなかったが、ニューカマーの人たちは、最近では日本の高い賃金を求めてやってきます。2～3年で帰るつもりで来ておられても(昨今の不況で)帰りたくても帰れない状況があります。

**楠本座長：**2～3年のつもりだから子どもたちに教育もつけさせないようです。

**今村委員：**私は住民と密着していますが、永住されている人は比較的少ないと感じています。大使館の人なんかは交代がありますし。どういう言葉を、話すかとかをお聞きして国勢調査実施時に書類を持っていったということがありました。日本語が出来る人はコミュニケーションできるが、出来ない人には近づきがたいです。私の町内は高齢者が多いので特に難しいと思います。誰も外国人を悪くなんて思ってないです。ただとっつきにくいだけです。町内会に入ってくれるといろいろ教えてあげられるので細々したトラブルが未然に防げると思います。出て行けなんて誰も思っていませんよ。

**楠本座長：**山手町は比較的裕福な方が多いのではないのでしょうか。

外国人が多い群馬県の大泉町の町長は、住民も外国人を支援するが外国人も自助努力をする必要があると言っています。そのために町内会の機能をうまく利用されています。町内会を共存・共生のために使えないのでしょうか。

**今村委員：**町内会について説明したら理解してもらえるものではないのでしょうか。

**寅巴里委員：**私はずっと山手町に住んでいます。私には町内会のイメージがありません。子どもは山手小学校に通っているのでコミスクは入っているが、山手町での横の

つながりもあまりありません。

**今村委員：**(山手町では)日本人同士でもあまりありません。

**寅巴里委員：**でもいい人ばかりなので挨拶はするのですが皆自分の中にももっているように見えます。だからどういう風に見られているか気になります。ここで議論すべき話ではありませんがビザが改善されたらいいなと思います。日本のビザでは、世帯は本人と子どもまでで親は家族として認められていません。だから年老いた本国の親を呼ぶことが出来ず困ります。この意識の変革が国際交流ではないかと思います。この意識は日本人が変えていかなければなりません。

**楠本座長：**ビザは確かに問題ありますが国の法律の問題です。町内会に入っていないのは、入ってくださいよとアプローチしていないからではないですか。

**今村委員：**今まではしていませんでした。

**楠本座長：**したら入っていただけだと思いますよ。山手町では今まで問題がなかったから入ってなくてもよかったのです。今はゴミの出し方などいろいろありますから。外国人だからということで見過ごしてきたのですね。

**今村委員：**そうですね。夫婦どちらかが日本人だと入っていただいています。ペットの飼い方の意識なども違うようで、日本人はワンワンほえさせると(外国人の方から)町内会にクレームが来ます。

**楠本座長：**クレームを言ってきたときに会員になってくださいと言ってみてはどうでしょう。谷村委員はいかがですか。

**谷村委員：**福祉という視点で外国人を見ていないように思います。町内会、青少年犯罪、高齢者など福祉方面からのアプローチが必要です。「こくさいひろば」(比較的経済状態がよくない人が多い語学教室)に行っていますが皆さん悩みを持っています。学校をどうしよう、病気になったらどうしようという相談をする所がないと聞きます。また相談しにおいでというアプローチもありません。市も含めて福祉を進めていくべきです。外国人だから線を引いているのではないのでしょうか。福祉は税金を払っている人に平等にするべきだと思います。

**楠本座長：**行政がどこまでやるのか、住民がどこまでするのか課題ですね。いったんとめて次の議事に移りたいと思います。

### (3) (仮称)国際交流センターについて

**事務局/岡田：**まず、施設建設予定地の位置ですが、南浜町(センターゾーンの西端)が予定地です。全体の敷地面積は約4,500㎡で、ここに国際交流施設と地域交流施設を複合施設として建設し、国際交流の拠点施設と地域交流の集会所施設の二つの機能を備えた施設をつくろうというものです。また、スポーツ交流が図れるよう、テニスコートもつくる予定です。

この南芦屋浜地区のまちづくりは、平成元年の「芦屋沖基本計画」を基に、平成8年に「南芦屋浜土地利用基本計画」が策定され、平成12年の「南芦屋浜プラン」で土地利用全体の検証・整理が行われ、その後社会情勢の変化に合わせた時点修正を行い、平成19年に現在の「潮芦屋プラン」が策定されました。開発事業者は兵庫県企業庁ですが、もちろん芦屋市と随時協議を行いながらまちづくりを進めてきました。この文化交流施設は、南芦屋浜地区全体の計画の中で、センターゾーンに隣接したところを文化交流施設ゾーンと位置づけ、国際交流の拠点となる「国際交流施設」と地域社会における

親睦と文化活動の場としての「集会所施設」の複合施設として計画されたものです。

この事業は、まちづくり交付金を活用した事業手法をとっております。事業主体は芦屋市ですが、国4割、県6割の負担をいただいで事業を行います。国際交流施設部分は、基本的に大会議室1、小会議室2、調理室、相談室を予定しています。集会所施設部分は、和室1、洋室3を予定しています。その他、オープンスペース、それから廊下、階段、トイレ、E V等の共用部分を含めても、建物全体で1,500㎡前後の規模の施設を予定しています。今年度文化交流施設整備経費として予算計上しておりますのが11億5200万円で、このうち大体6割前後が用地取得費となる予定です。

まだ、設計に入っておりませんので、資料には位置図と平面図をつけております。平面図はあくまでもイメージ図です。設計自体は、今後施設建設について、議会に議案を上程し、その後設計・工事についてコンペ方式で進めていく予定にしております。ですから、基本設計も今はまだございません。お示ししている施設規模のものが、今後設計の段階で決まっていくということです。この建物と駐車場、あと多目的広場2,600㎡というのはテニスコートを予定しておりますが、それらを一体のものとして、(NPO法人芦屋市国際交流協会に)指定管理方式をとろうとしております。市としては、国際交流事業に長い歴史と実績のあるNPO法人芦屋市国際交流協会を指定管理者にお願いしたいと考えておりますが、これはもちろん議会にお諮りし、承認をいただいた上でのことです。

今後の予定ですが、現在用地取得の手続きを進めておるところですが、議会のご承認を得ましたら、施設工事の発注を行い今年度着工、平成22年度中の完成を目指します。

**楠本座長：**ご意見はありますか。これが芦屋の国際交流の拠点になるわけですね。

**事務局/岡田：**国際交流の事業を行う場としての拠点です。宿泊施設などは予定していません。

**楠本座長：**議会で承認されたと仮定しての話ですが、NPO法人芦屋市国際交流協会を指定管理者に予定しているのですか、とすれば芦屋市国際交流協会は今の場所から移転するのですか。

**事務局/岡田：**指定管理者の選定は市議会の議決が必要ですが、もし承認いただければ、国際交流事業に長い歴史と実績のある芦屋市国際交流協会を指定管理者にと考えています。そうなれば、協会は現在の活動場所から移って、そこで事業もする予定です。

**寅巴里委員：**事業費は指定管理者から出るのですか。

**事務局/岡田：**指定管理の内容はまだ検討中です。芦屋市国際交流協会は、現在もNPO法人としていろいろな国際交流事業を展開しています。事業収入により事業支出をまかなっておられます。この文化交流施設は、あくまで市の施設ですから、その施設をどのような指定管理をするかは、市が検討するものです。

**小柴委員：**芦屋市国際交流協会は、メンバーが賛助金を出して全メンバーがボランティアとして関わって運営しています。もちろん事業として語学教室などは授業料をもらって運営しているものもあります。日本語教室や、姉妹都市事業等市から委託されたものをボランティアで運営しているものもあります。

**寅巴里委員：**まちづくり交付金は建物だけに充当されるということですか。

**事務局/岡田：**まちづくり交付金というのは、この文化交流施設を建設するために活用している事業手法で、事業主体は芦屋市ですが、国4割、県6割で整備費用を負担いただ

くものです。

**楠本座長**：光熱費は市が負担するのですか。

**事務局／岡田**：芦屋市の施設ですから，施設建設後発生する光熱費などは必要経費ですから，指定管理料に含めるかどうかは別にして，本来市が負担すべきものです。

**寅巴里委員**：人件費もですか。

**事務局／岡田**：ここを運営するのにどのような経費が必要かを含めて検討中です。

**楠本座長**：芦屋市としては，ただで立派な建物をつくってもらえるからいいですね。

**事務局／岡田**：施設の建設については，市の負担はありません。

**小柴委員**：国から4割，県から6割の補助を受けるとのことですが，それには条件があるのですか。県が6割出すのだからちゃんとしたチェックが入りますね。

**事務局／岡田**：もちろんです。交付金事業として認められるよう精査しながら進めています。例えば，屋上緑化は交付金事業として認められるのか，太陽光発電はどのようなかというように。交付金事業として認められれば，環境問題に配慮し太陽光パネルなども設置したいと考えています。

**楠本座長**：国際交流も集会所も同じような機能のものだから管理はどちらも指定管理者がするのですか。

**事務局／岡田**：同一の施設において国際交流と地域交流＝集会所の2つの機能をもたせる予定にしていますので，施設全体を一体的に指定管理しようと考えています。

**楠本座長**：集会所機能は住民のための集会所というよりは国際交流の集会所ということですか。

**事務局／竹内**：いいえ，南芦屋浜地区には集会所がないので，この施設に地域住民が集まれる集会所機能を持たせるということです。地区集会所は各地区ごとに運営協議会を設置し，その連合体である地区集会所運営協議会連合会を指定管理者として指定しています。その構成メンバーである自治会が自治会役員会をするときなどは使用料無料で利用されています。

**楠本座長**：建物全体は指定管理者が管理して，その中に国際交流目的の部分と集会所目的の部分があるということですか。

**事務局／竹内**：この部分は集会所ですというように施設を分けることにはなりますが，空いておれば国際交流の事業で集会所部分を使用することは問題ありません。

**楠本座長**：店舗などは入りますか。

**事務局／竹内**：喫茶店などは入る予定はありません。収入が見込めるので入れたいですが。

**小柴委員**：テニスコートがあるので飲み物ぐらい飲めるところがあるといいと思います。オープンスペースにそんなのがあったら事業収益になるかもしれません。

**楠本座長**：それから，少し先のことですがネーミングの募集をしないといけないですね。

**事務局／岡田**：そうですね。さきほど集会所の話が出ましたが，南芦屋浜地区は潮見地区内にあり，潮見地区に集会所はあるのですが，あれだけ地域が広いので自治会さんから南芦屋浜の中に集会所がほしいという要望が以前からありました。そこで，市も何とか集会所を設置できないかと考えてこのまちづくり交付金を活用する手法をとりました。ですから，集会所は元々設置の予定はなかったのですが，地域交流と国際交流の両方の機能をもたせてまちづくり交付金事業として整備を図りました。地域住民のみなさんに集会所として利用していただくとともに，国際交流施設も是非利用していただけたらと思います。

**寅巴里委員**：駐車場は何台ありますか。



事務局/岡田：40台弱の予定です。

楠本座長：あの場所は車がないと不便ですね。芦屋市国際交流協会の（事務所の）現在の広さはどのくらいですか。

事務局/岡田：おおよそ200㎡位です。

楠本座長：では国際交流センターに移ると倍ぐらいになりますね。

事務局/岡田：共用部分は含まれていませんが。

楠本座長：集会所は地域住民以外でも誰でも使えるのですか。

事務局/岡田：空いておれば使えます。

今村委員：山手町は大原集会所で6つの町と3つの老人会と1つのコミスクで協議して運営しています。収益や稼働率も高いです。大原町は便利なので一般の方でも利用されているようです。

事務局/岡田：県民交流広場などの事業を上手に使って運営されていますね。

今村委員：集会所をPRしながら楽しくやっています。いろいろ工夫して稼働率があがっています。国際交流センターもそのように使っていくといいです。

楠本座長：国際交流センターには車がないと行きにくいですね。車のない人はどうやって行くのでしょうか。自転車ですか。

事務局/岡田：そこは頭が痛いところです。場所としては、市の中心部ではないですから。

今村委員：バスを回してもらったらどうでしょうか。

事務局/岡田：何かの工夫ができないかと考えています。

寅巴里委員：バスについては大賛成です。

楠本座長：100円くらいだといいですね。

阿部委員：南芦屋浜病院へは循環バスが無料で出ていますね。南の地区には中南米の人が多く住んでいるように思います。現在の外国人の居住地の分布を調べてみて、国際交流センター建設とあわせて南方面のアクセスをよくするようにしてはいかがでしょうか。

事務局/岡田：この件とは別に、市はコミュニティバスについて検討を重ねてきましたが、路線バスを阪急バスさんが運営されている関係で、新路線については阪急バスとの協議が必要なのです。芦屋病院への巡回バスについても難しい問題があったと聞いています。

楠本座長：そろそろ予定の時間ですが、ほかに何かありますか。ないようでしたら事務局から今後のスケジュールをお願いします。

事務局/岡田：今後のスケジュールについて説明

楠本座長：予定しておりました事項は以上です。今回は初回ということで、いろんな意見を自由にお聞きしました。これからもよろしくをお願いします。これもちまして本日の懇話会は終了させていただきます。